

釧路市役所業務継続計画（釧路市役所 BCP）【地震編】概要版

災害時の業務継続に向けて

釧路市の防災対策の基本となる「釧路市地域防災計画」では、市庁舎や職員の被災は想定していません。

しかし、大規模な災害が発生した場合には、使用できる施設や参集可能な職員も限られることが予想されます。このため、市役所のヒトやモノなどの資源が著しく不足した場合においても、市民の生命や身体、財産などを保護し、また、地域の経済活動への影響を最小限にするためには、限られた資源（ヒトやモノ）を効率的に活用できるよう、あらかじめ非常時に優先して行う業務を明確にし、必要な措置を講じておくことが必要なことから、業務継続計画を策定しました。

1. 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP）=Business Continuity Plan とは、大規模な災害等によって、ヒトやモノ、情報、ライフラインなどの資源（以下「資源」という。）に制約が生じた状況下においても、最低限必要な業務を短時間で立ち上げ、かつ、被災により中断した業務を早期に復旧させるために、応急対策（災害対応）業務や優先度の高い通常業務（二つの業務をあわせて「非常時優先業務」という。）を指定し、目標時間内に業務を行うことができるようあらかじめ定めた行動計画を言います。

非常時優先業務 = 応急対策業務 + 優先度の高い通常業務
(災害対応業務) + (各部門において発災時でも行わなければならない通常業務)

2. 釧路市業務継続計画のポイントと基本姿勢

【本計画のポイント】

- ◎市庁舎や職員が被災することを想定します。
- ◎非常時優先業務における業務ごとの執行目標時間を定めます。

【本計画の基本姿勢】

- ◎人命救助に関する業務を最優先とします。
- ◎本計画を発動した時は、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止します。
- ◎非常時優先業務に必要な資源の確保は、全庁横断的に調整します。

3. 想定する災害と被害

本計画で想定する災害は、平成26年3月に道が公表した「地震被害想定等調査結果報告書（十勝・釧路・根室）」に基づく、釧路市で最大の震度となる「十勝沖の地震」を基本としています。

なお、本計画では十勝沖の地震以外の大規模な災害等の同時発生はないと仮定し、津波については、現在、国によって浸水想定等の見直しを行っていることから本計画には含んでいません。

■想定する災害：十勝沖の地震（震度6強・マグニチュード8.2）】

■想定する被害：死者13人、重軽傷者541人、全壊棟数378棟、半壊棟数1,795棟

4. 発災時に確保できる資源の想定

【職員の参集予測】

職員は、所属勤務場所に参集することが基本ですが、人員の配置に支障が出る勤務時間外の発災を想定します。職員は、徒歩による参集を基本とし、歩行速度を道路上の障害等を勘案して一般的な4km/hの半分である2km/hの速さとする、発災から1時間までは2km圏内居住職員が、また、発災から3時間までは6km圏内居住職員が参集可能となります。（便宜上、各地区の参集施設を「市役所本庁舎・防災庁舎」「阿寒町行政センター」「音別町行政センター」とする）

【庁舎等の主な被害想定】

- ◎防災庁舎では、被害の生じるおそれは小さいが、本庁舎では設備や配管等の損傷も予想
 - ➡防災庁舎では、自家発電能力（燃料）や生活用水等は3日分確保（※市役所本庁舎も連動して確保）
- ◎その他の事業所については、電力やガス等のライフライン供給が途絶えた場合を考慮
- ◎通信手段として、衛星電話と防災行政無線は確保されているものの、一般電話回線が不通となる事態も想定
- ◎出先機関などは、被災状況によっては代替施設が必要となることから、代替拠点を確保しておくことも必要

5. 非常時優先業務の選定

【非常時優先業務の選定基準】

応急対策業務や通常業務を対象に、想定する災害や資源の確保状況を踏まえつつ、各業務が中断・遅延した場合の影響を考慮して、早期に優先的に実施すべき業務を「非常時優先業務」（応急対策業務、優先度の高い通常業務）として発災後の時間帯別に選定します。

【発災時から取り組む主な非常時優先業務】

業務開始目標時間	主な非常時優先業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none">・初動体制の確立（災害対策本部設置、各班の体制確立など）・広報車両による災害情報の伝達・被災状況の把握（地域被害情報の収集など）・緊急避難場所の開設準備（避難所の被災状況の把握、開設準備） など
24時間以内	<ul style="list-style-type: none">・緊急避難場所の開設と運営（食糧・物資の運搬・支給）・医療救護体制の確立（相談体制の確立など）・災害協定に基づく応援要請 など
3日以内	<ul style="list-style-type: none">・市民相談窓口の開設・長期避難者用避難所と福祉避難所の開設と運営・電算システムの回復 など
2週間以内	<ul style="list-style-type: none">・復旧・復興に係る業務の本格化（生活再建、住宅確保など）
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none">・その他の行政機能の回復

6. 計画を継続的に推進していくには

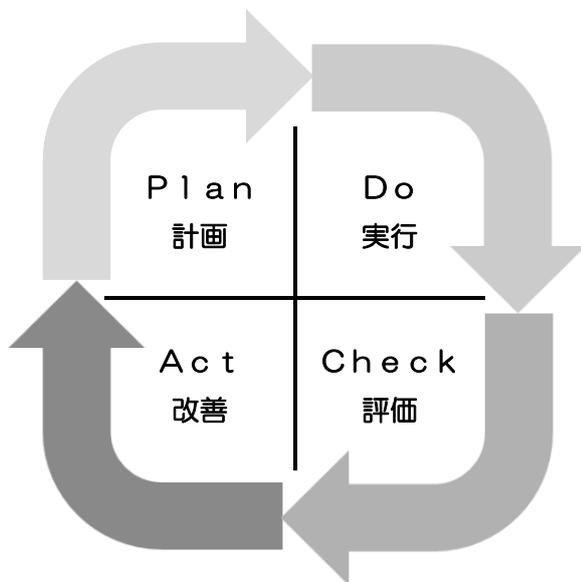
【平素における業務継続計画】

本計画を導入したことに伴い、各所属において、非常時優先業務の迅速、効果的な実施の障害となる「ボトルネック」（業務上ネックとなる箇所）が明確となるケースが想定されます。

ボトルネックを明確にするという点も本計画の導入による大きな成果ですので、浮き彫りとなったボトルネックについては、その検証を行い解消に向けた取り組みを行うことが必要です。

【業務継続計画の検証・見直し】

本計画のより適切な運用等を図るため、組織機構の改正や所管事務の変更等があった場合には、必要な改定を行うほか、PDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、非常時優先業務の実施に伴う問題点の解消結果や、ボトルネックの解消に向けた取り組みなどを適切に反映させ、本計画のレベルアップにつなげていくこととし、常に実効性のある計画としておくこととします。



① P l a n（計画）計画の策定

② D o（実行）訓練等の実施

③ C h e c k（評価）点検・検証

④ A c t（改善）計画の改訂・見直し